

スポーツ能力測定あんしん保険

(正式名称：傷害保険（包括契約に関する特約付）)

ご契約に関する重要事項説明書（契約者用）

この「重要事項説明書（契約者用）」は、お申し込みにあたって特に注意いただきたいこと（「契約概要」「注意喚起情報」等）を記載しています。重要な書面ですので、必ず内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。

- 本書面のほか、契約内容に関する事項や保険金等の支払事由およびお支払いできない場合などは、「普通保険約款」、「特約条項」および「第一スマート包括契約協定書（以下、協定書）」に記載していますので、あわせてご確認ください。
- 「普通保険約款」および「特約条項」は第一スマート少額短期保険株式会社（以下「当社」といいます。）のホームページからご覧いただけます。

契約概要

- ・ 保険商品の内容をご理解いただくための事項を記載しています。
- ・ 本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。

① 「スポーツ能力測定あんしん保険」とは

- ・ 「スポーツ能力測定あんしん保険（正式名称：傷害保険（包括契約に関する特約付））」は、一般社団法人スポーツ能力発見協会（以下、DOSA）が開催する「スポーツ能力測定会」にご参加される皆さまに、測定会当日安心してご参加いただけるよう創設された保険です。
- ・ この保険は傷害保険に「包括契約に関する特約」を付帯しており、保険契約者は DOSA、被保険者は参加者となります。
- ・ この保険の保険料は保険契約者である DOSA が負担いたしますので、参加者の負担はありません。
- ・ 給付金の請求等の各種お手続きについては、被保険者用マイページをご確認ください。

② 商品の仕組み

- ・ 傷害保険は「人保険普通保険約款」に「傷害特約」を付帯した商品の名称です。
- ・ 被保険者がその被保険者の保険責任期間の始期以後に「傷害特約」に定める不慮の事故による傷害の治療を目的とした入院をしたり、手術を受けたときに、所定の給付金をお支払いします。
- ・ この保険には「包括契約に関する特約」が付帯されています。詳しくは、「⑤ 包括契約の仕組み」をご確認ください。

「スポーツ能力測定あんしん保険（正式名称：傷害保険（包括契約に関する特約付）」の全体像

人保険普通
保険約款

契約の基本的な取り扱いをまとめたものです。



傷害特約

この保険における「契約種類」と「保障の型」は以下の通りです。

契約種類	1日単位契約
保障の型	入院・手術保障型 ^{*1}

この保険では以下の特則を適用しています。

入院給付金の一時金支払への読み替えに関する特則	入院給付金を日額ではなく一時金でお支払いします。
熱中症 ^{*3} に関する特則	熱中症で入院等した場合でも給付金をお支払いします。
細菌性食中毒等 ^{*3} に関する特則	細菌性食中毒、ウイルス性食中毒で入院等した場合でも給付金をお支払いします。

- この保険には、保険契約者と当社との契約形態について規定する「包括契約に関する特約」を付帯しています。

*1：入院・手術保障型にもとづき、入院給付金・手術給付金^{*2}をお支払いします。

*2：それぞれの給付金については「③ 保障内容と給付金をお支払いする場合」をご確認ください。

*3：熱中症、細菌性食中毒等による給付金のお支払いについては当社ホームページ上の「よくあるご質問」をご確認ください。

③ 保障内容と給付金をお支払いする場合

- この保険で支払われる給付金は以下のとおりです。詳しくは、「普通保険約款および特約条項」をご確認ください。
- この保険で支払われる給付金の受取人は被保険者になります。
- 包括契約の被保険者の加入部分は、当社が保険契約への加入を承諾した場合に、保険契約者が指定した日（スポーツ能力測定会の開催日）に保障が開始されます。

③-I. 入院給付金

この保険には「入院給付金の一時金支払への読み替えに関する特則」を適用しています。詳しくは、「普通保険約款および特約条項」をご確認ください。

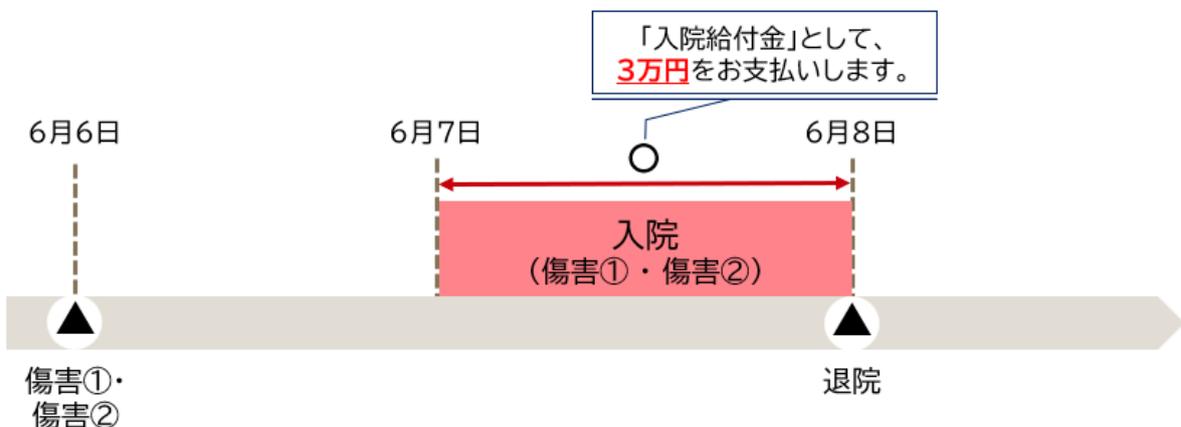
<p>支 払 事 由</p>	<p>被保険者がつぎのいずれにも該当する入院をしたとき</p> <p>(1) 不慮の事故による傷害*¹の治療を目的とする入院であること。ただし、傷害の原因となった不慮の事故が保険責任期間中に発生した場合に限ります。</p> <p>(2) (1)の不慮の事故が発生した日からその日を含めて180日以内に開始された入院であること。</p> <p>(3) 病院または診療所（患者を入院させるための施設を有する診療所に限ります。）における入院であること。</p> <p>(4) その入院の日数が、(1)の傷害の治療を目的として1日以上となったこと。</p> <p>*¹：不慮の事故による傷害には熱中症、細菌性食中毒等を含みます。詳しくは、当社ホームページ上の「よくあるご質問」をご確認ください。</p>
<p>支 払 額</p>	<p>【① 継続して2日以上（1泊2日以上）の入院】 30,000円</p> <p>【② 日帰り入院】 3,000円</p>
<p>支 払 限 度</p>	<p>入院給付金を支払う回数の限度は、同一の不慮の事故による入院について1回とします。ただし、いかなる場合においても、不慮の事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後に開始した入院に対しては、入院給付金をお支払いしません。</p>

◆ 入院給付金のお支払いに関する補則

■ 同一の日に2以上の入院をしたとき

被保険者が、同一の日に入院給付金の支払事由に該当する2以上の入院をした場合でも、入院給付金を重複してはお支払いしません。

例：スポーツ能力測定会当日（6月6日）に、出発前に自宅で転倒したことによる傷害①と、測定会の会場で運動している最中の傷害②の2つの傷害を負った。この2つの傷害の治療を目的として同一の日（6月7～8日）に入院をした場合。



注 同一の日に、傷害①と傷害②の治療を目的とした入院をした場合でも、入院給付金を重複してはお支払いできません。

③-Ⅱ. 手術給付金

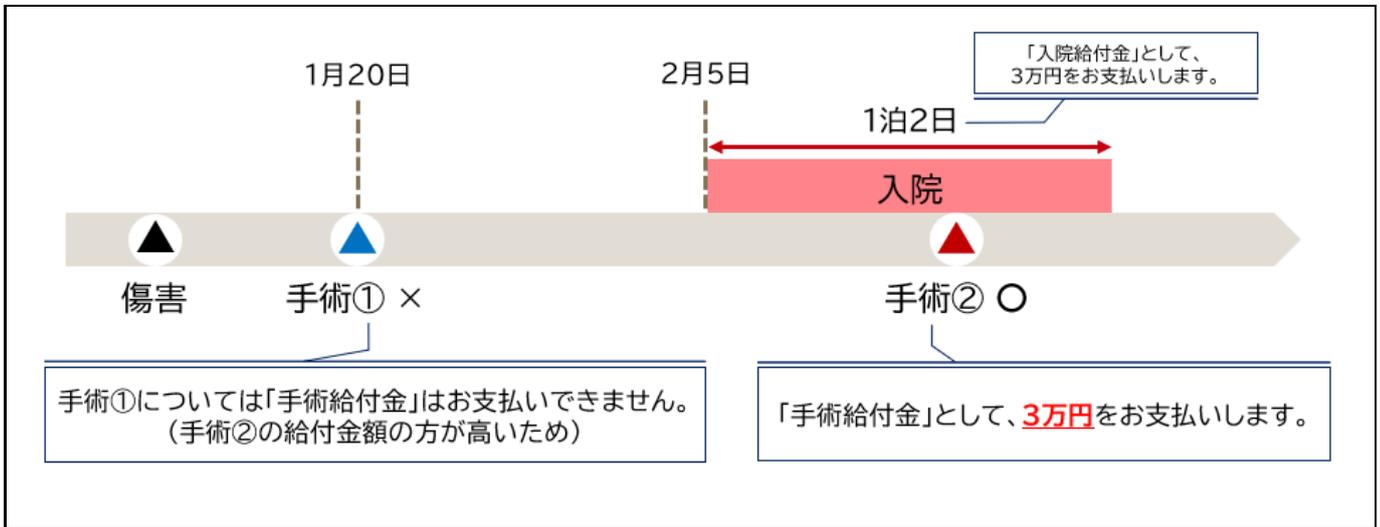
<p>支 払 事 由</p>	<p>被保険者が保険責任期間中に発生した不慮の事故による傷害*¹の治療を直接の目的として、不慮の事故が発生した日からその日を含めて180日以内に、病院または診療所において、つぎに該当する手術を受けたとき</p> <p>公的医療保険制度における医科診療報酬点数表（以下、「医科診療報酬点数表」といいます。）に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為*²。</p> <p>ただし、以下の手術は、「傷害特約」の規定により手術給付金の支払対象となりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 創傷処理 ・ 皮膚切開術 ・ デブリードマン ・ 骨または関節の非観血的整復術、非観血的整復固定術および非観血的授動術 ・ 抜歯手術 <p>*¹：不慮の事故による傷害には熱中症、細菌性食中毒等を含みます。当社ホームページ上の「よくあるご質問」をご確認ください。</p> <p>*²：手術を受けた時点で、「医科診療報酬点数表」において、「手術料」の算定対象として列挙されている手術に該当する場合に、手術給付金をお支払いします。</p>
<p>支 払 額</p>	<p>【① 継続して2日以上（1泊2日以上）の入院中に受けた手術】 30,000円</p> <p>【② 継続して2日以上入院中以外（日帰り入院中または外来）に受けた手術】 15,000円</p>
<p>支 払 限 度</p>	<p>手術給付金を支払う回数の限度は、同一の不慮の事故による手術について1回とします。ただし、いかなる場合においても、不慮の事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の手術に対しては、手術給付金をお支払いしません。</p>

◆ 手術給付金のお支払いに関する補則

■ 同一の不慮の事故により、手術を2以上受けたとき

被保険者が同一の不慮の事故により、手術給付金の支払事由に該当する手術を2以上受けた場合で、手術給付金の金額が異なる場合は、金額の高い手術について手術給付金をお支払いします。

例：スポーツ能力測定会当日に会場へ向かう際、自転車の運転中に転倒し、傷害を負った。その傷害の治療を目的として、1月20日に外来で手術①を、2月5日に1泊2日の入院にて手術②を受けた場合。



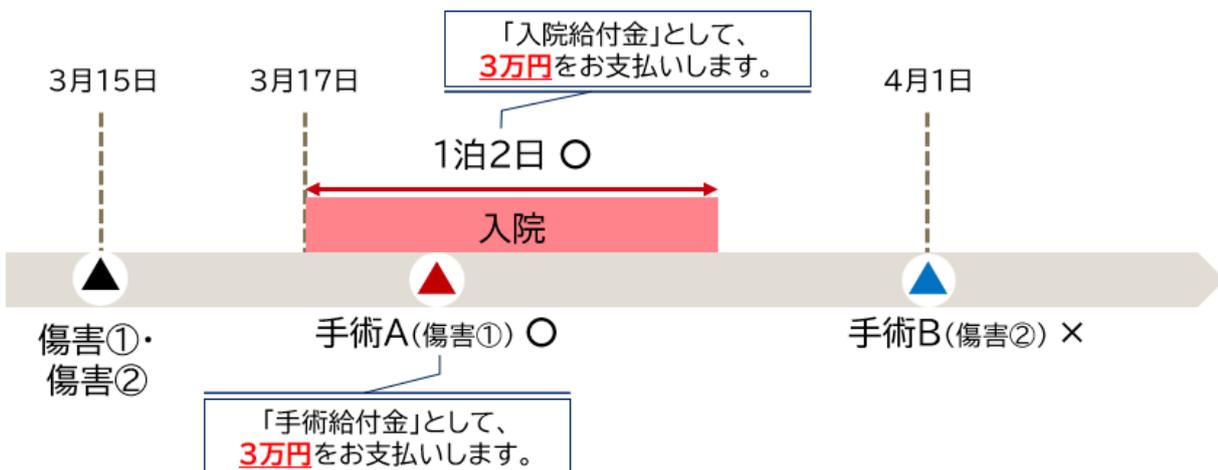
③-Ⅲ. 留意事項

◆ 給付金額の1 保険責任期間*¹における通算支払限度額について

*¹：保険責任期間については「⑥ 保険期間、保険責任期間」をご確認ください。

- ・ 被保険者ごとの1 保険責任期間あたりにお支払いすることができる給付金の合計額は、「傷害特約」から支払われるすべての給付金（以下、「支払給付金」といいます。）を合算して**6万円**を限度とします。

例：スポーツ能力測定会当日（3月15日）に、出発前に自宅で転倒したことによる傷害①と、測定会の会場で運動している最中の傷害②の2つの傷害を負った。その後、傷害①の治療を目的として、3月17日から1泊2日の入院とその入院中に手術Aを受けた。また、傷害②の治療を目的として、4月1日に外来で手術Bを受けた。



注 入院と手術Aのお支払いにより、保険責任期間における支払給付金の合計額が6万円に達するため、手術Bについては給付金をお支払いできません。

給付金をお支払いする回数の限度については、「③-Ⅰ. 入院給付金」「③-Ⅱ. 手術給付金」をご確認ください。

④ 給付金をお支払いしない主な場合

給付金の支払事由に該当した場合であっても、つぎのいずれかにより支払事由に該当した場合には給付金をお支払いしません。

その他の給付金をお支払いしない場合については、【注意喚起情報】「④ 給付金をお支払いしない主な場合」を必ずご確認ください。

給付金をお支払いしない主な場合

- 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
- 被保険者の犯罪行為
- 被保険者の精神障害を原因とする事故
- 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
- 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
- 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
- 頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛で、いずれも他覚所見のないもの（原因の如何を問わない。）
- 被保険者が運動等*¹を行っている間に生じた事故
- 被保険者が乗用具等*²による競技・競争・興行または試運転を行っている間に生じた事故
- 被保険者の職業が当社が定める職業*³のいずれかに該当する場合において、被保険者がその職業に従事している間に生じた事故

*¹：「運動等」とは、山岳登山、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動をいいます。

*²：「乗用具等」とは、自動車等、モーターボート、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類するものをいいます。

*³：オートテスター、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業をいいます。

⑤ 包括契約の仕組み

- 「包括契約に関する特約」を付帯することにより、保険契約者と当社の間で包括契約を締結いたします。
- 保険契約者と当社の間で取りかわす協定書により、補償内容および被保険者の範囲等をあらかじめ約定します。
- 保険契約者は協定書に従い、包括契約の保険期間中に、被保険者を加入させることができます。

⑥ 保険期間、保険責任期間

◆保険期間

- 包括契約の保険期間は、包括契約の申込を承諾した場合に下表の「始期」に始まり、「終期」に終わります。

始期	保険契約者と当社が協議して定めた日の午前 0 時
----	--------------------------

終期	保険契約者と当社が協議して定めた日の午後 12 時
----	---------------------------

- 保険期間は「契約内容確認証」にてご確認ください。

◆保険責任期間

- 被保険者ごとの保険責任期間は、保険契約への加入を承諾した場合に下表の「始期」に始まり、「終期」に終わります。

始期	保険契約者が指定した日（スポーツ能力測定会の開催日）の午前 0 時
終期	保険契約者が指定した日（スポーツ能力測定会の開催日）の午後 12 時

⑦ 包括契約の更新

- この保険では、更新は取り扱いません。

⑧ 引受条件（契約年齢等）

- 0 歳～69 歳（被保険者ごとの保険責任期間の始期における被保険者の満年齢）までご加入いただけます。
- 当社をはじめ、少額短期保険業者は、一定の範囲で保険契約をお引き受けします。詳しくは、【注意喚起情報】「⑪ その他ご契約時の注意事項」をご確認ください。

⑨ 暫定保険料、確定保険料の払込方法、払込期間

- 包括契約の暫定保険料、確定保険料は、保険契約者が払い込みます。
- 包括契約の被保険者の加入部分の保険料は、被保険者の年齢・性別にかかわらず、保険責任期間に対して定額となります。

◆暫定保険料

- 暫定保険料は、包括契約の保険期間において想定される被保険者数および各被保険者の加入部分の保険料に応じて、保険期間の始期までに算出します。
- 保険契約者は協定書に定める日までに、被保険者数その他の当社の定める事項を、当会社に通知しなければなりません。
- 保険契約者は保険期間の始期までに暫定保険料を払い込まなければなりません。
- 暫定保険料の払込方法（回数）は、一時払とし、保険期間の始期までに払い込みがない場合は、保険契約を無効とします。

◆確定保険料

- 確定保険料は、包括契約の保険期間中に加入した被保険者数および各被保険者の加入部分の保険料に応じて、保険期間終了後に決定します。
- 保険契約者は包括契約の保険期間終了後、確定保険料と暫定保険料との間で、その差額を精算しなければなりません。
- 包括契約の保険期間の途中で毎月の確定保険料の合計額が暫定保険料を超えた場合は、保険契約者は当社の請求に従い追加暫定保険料を払い込まなければなりません。
- 追加暫定保険料の払込みを怠った場合は、保険契約者に対する電磁的方法等による通知をもって、保険

契約を解除することがあります。

⑩ 給付金の請求方法・お受け取り方法について

- ・ 給付金を請求される場合は、被保険者用マイページ上でお手続きいただく必要があります。お手続きの方法の詳細につきましては被保険者用マイページをご確認ください。
- ・ 被保険者が未成年の場合は、被保険者の親権者にお送りする被保険者用マイページ URL より親権者がお手続きしてください。
- ・ 「給付金が支払われる場合に該当するのでは？」と思われるときや、ご不明点がある場合には、当社ホームページ上の「よくあるご質問」をご確認ください。
- ・ 給付金のお受け取り方法として、金融機関口座または電子マネーでのお受け取りをご選択いただけます。

【電子マネーでのお受け取りについての留意点】

- ・ 提供事業者がサービスの提供を終了した等の場合には、当該提供事業者における電子マネーによる給付金支払の取り扱いを中止します。また、当社は、提供事業者の全部又は一部における電子マネーによる給付金支払の取り扱いを中止することがあります。
- ・ 給付金を電子マネーで受け取る場合は、当社が給付金をお支払いする時点において給付金の受取人が各サービスのユーザーである必要があります。
- ・ 電子マネーを使用できる店舗等は限られており、お買い物等の際に電子マネーを使用することができない場合があることにご留意ください。また、受け取った電子マネーを現金に交換することはできません。
- ・ 2024年11月時点で当社において取り扱っている電子マネーは下表の通りです。お客さまの給付金請求時点においても取り扱うことを保証するものではありません。

サービス	電子マネー (提供事業者)	有効期限
PayPay	PayPay マネーライト (PayPay 株式会社)	なし
d 払い残高	d 払い残高 (現金バリュー) (株式会社 N T T ドコモ)	なし
au PAY プリペイドカード	au PAY 残高 (a u ペイメント株式会社)	なし
ソフトバンクカード	プリペイドバリュー (S B ペイメントサービス株式会社)	最後の残高変動から2年間

(注1) 名称・有効期限等は2024年11月時点の内容であり、提供事業者により変更となる可能性があります。

(注2) お客さまの通信契約等の種類によっては、有効期限が異なる場合があります。

- ・ 給付金は、金銭と電子マネーのいずれで受け取っても等価です。
- ・ 各電子マネーは、各電子マネーの提供事業者が発行するものであり、当社が電子マネーを発行するものではありません。
- ・ 電子マネーにてお受け取りいただいた給付金を当社に返還いただく事由が生じた場合、現金で返還いただく場

合があります。

- 電子マネーについての照会窓口
当社ホームページ上の「よくあるご質問」をご確認ください。
(<https://support.dsmart-ins.com/hc/ja/articles/8625391012761>)

⑪ 保険期間中の保険料の増額または給付金額の減額もしくは給付金の削減払

- 当社は、当社の収支に著しく影響を及ぼす事態が発生した場合は、包括契約の保険期間の途中であっても、当社の定めるところにより、保険責任の残余期間分の保険料の増額または給付金額の減額を行うことがあります。
- 当社は、当社の収支に著しく影響を及ぼす事態が発生した場合は、当社の定めるところにより、給付金の削減払を行うことがあります。

⑫ 契約者配当金

- この保険には契約者配当金はありません。

⑬ 解約と解約返還金

◆ 包括契約の解約と解約返還金

- 包括契約を解約される場合は、当社までお問い合わせください。
- 包括契約には解約返還金はありません。

◆ 包括契約の被保険者の加入部分の解約と解約返還金

- 被保険者から、その被保険者の加入部分の解約の申出があった場合には、所定の解約請求手続き*¹を行ってください。
- 当社が保険契約者からその被保険者の加入部分の解約請求を受け付けた時点で、その被保険者の加入部分は消滅し、以後の保障はなくなります。
- この保険には解約返還金はありません。

*¹：所定の解約請求手続きについては、「実務マニュアル」をご参照ください。

⑭ 給付金額の減額（一部解約）

- 給付金額の減額（一部解約）はお取り扱いしません。

⑮ 指定代理請求

被保険者が自ら給付金を請求できない場合*¹、指定代理請求人*²が給付金の請求に必要な書類を当社に提出して、給付金の受取人の代理人として給付金を請求することができます。

*¹：被保険者がつぎのいずれかに該当している場合を指します。

- 給付金の請求を行う意思表示が困難であると当社が認めた場合
- 当社が認める傷病名の告知を受けていない場合

*²：指定代理請求人は原則、被保険者の戸籍上の配偶者、直系血族または、3親等内の親族とします。

なお、被保険者と同居または生計を一にしている者その他それらの者と同等の関係にある方を指定代理請求人として認める場合もありますので、当社までお問い合わせください。

注意喚起情報

- ・ ご契約に際して、特にご注意いただきたい事項を記載しています。
- ・ 本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。

① クーリング・オフについて

- ・ この保険（DOSA が契約者となる包括契約）の保険期間が 1 年以内であるため、クーリング・オフの対象となりません。

② 告知義務について

- ・ 保険契約者には、告知義務があります。
- ・ 事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知されたことが判明した場合、契約を解除し、給付金をお支払いできないことがあります。なお、告知内容によっては引き受けできない場合があります。

③ 保険期間および保険責任期間の始期

- ・ 【契約概要】「⑥ 保険期間、保険責任期間」をご確認ください。

④ 給付金をお支払いしない主な場合

- ・ 【契約概要】「④ 給付金をお支払いしない主な場合」をご確認ください。
- ・ 当社は、当社の収支に著しく影響を及ぼす事態が発生した場合は、当社の定めるところにより、給付金を削減して支払うことがあります。

また、以下の場合、給付金のお支払いができないことがあります。詳しくは「普通保険約款または特約条項」をご確認ください。

- ・ 被保険者ごとの保険責任期間の始期より前からすでに発生していた不慮の事故による傷害を原因とする、給付金の請求の場合
- ・ 告知義務違反により契約が解除された場合
- ・ 給付金を詐取する目的で事故を起こしたときや、保険契約者、被保険者または給付金などの受取人が暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由により契約または当該被保険者の加入部分が解除された場合
- ・ 保険契約について詐欺の行為により契約または当該被保険者の加入部分が取消になった場合、または給付金の不法取得目的があつて契約または当該被保険者の加入部分が無効になった場合

⑤ 保険料の払込猶予期間・無効

- ・ この保険の暫定保険料、確定保険料は、保険契約者が払い込みます。
- ・ 暫定保険料の払込方法は一時払とします。なお、暫定保険料は、保険期間の始期までに払い込むものとし、保険期間の始期までに払い込みがない場合は、保険契約を無効とします。

- ・ 保険契約者は包括契約の保険期間終了後、確定保険料と暫定保険料との間で、その差額を精算しなければなりません。
- ・ 包括契約の保険期間の途中で毎月の確定保険料の合計額が暫定保険料を超えた場合は、保険契約者は当社の請求に従い追加暫定保険料を払い込まなければなりません。
- ・ 追加暫定保険料の払込みを怠った場合は、保険契約者に対する電磁的方法等による通知をもって、保険契約を解除することがあります。
- ・ 保険契約の計算の基礎に影響を及ぼす状況変更が発生したときは、当社の定めにより保険期間中であっても保険契約の保険料の増額を行うことがあります。

⑥ 保険契約者保護機構について

- ・ 当社は少額短期保険会社であるため、「保険契約者保護機構」に加入しておりません。同機構の行う資金援助などの措置の適用はなく、保険業法 270 条の 3 第 2 項第 1 号に規定する同機構の補償対象契約に該当しません。

⑦ 当社お問い合わせ先

ご不明な点がございましたら、以下当社ホームページ上の「よくあるご質問」をご確認ください。

第一スマート少額短期保険株式会社
「よくあるご質問」
<https://support.dsmart-ins.com/hc/ja>

「よくあるご質問」では解決しない場合、当社担当者までお問い合わせください。

⑧ 支払時情報交換制度

当社は、保険金等のお支払い、または保険契約の締結ならびに解除、取消し、もしくは無効に関する判断の参考とすることを目的として、一般社団法人日本少額短期保険協会、少額短期保険会社および特定の損害保険会社と保険契約に関する所定の情報を相互照会しています。

※「支払時情報交換制度」に参加している各少額短期保険会社などの社名につきましては、一般社団法人日本少額短期保険協会ホームページをご参照ください。

<https://www.shougakutanki.jp/>

⑨ 指定紛争解決機関

当社との間で問題解決できない場合は、当社が加盟するつぎの「指定紛争解決機関」をご利用いただけます。

一般社団法人日本少額短期保険協会「少額短期ほけん相談室」

TEL(フリーダイヤル)：0120-82-1144 【平日 9：00～12：00、13：00～17：00】

(土日祝日ならびに年末年始休業期間を除く)

⑩ 保険料控除について

この保険契約の保険料は、保険料控除制度の対象ではありません。

⑪ その他ご契約時の注意事項

- 保険契約を申し込みいただいたのち、契約内容確認証が発行されます。発行にあたっては保険契約者が登録されたメールアドレスに電子メールにてご通知しますので、必ずダウンロードの上ご確認ください。
- 当社をはじめ、少額短期保険業者は、以下の範囲で保険契約をお引き受けします。
 - (1) 保険契約が生命保険または傷害疾病定額保険の場合、保険期間は1年以内です。
 - (2) 保険契約が生命保険または傷害疾病定額保険の場合、1人の被保険者についてお引き受けする保険金額の上限は、死亡保険、重度障害保険（調整規定があるもの）および傷害死亡保険がそれぞれ300万円、医療保険等が80万円です。
 - (3) 1人の被保険者についてお引き受けするすべての保険の合計保険金額の上限は1,000万円です。
 - (4) 保険契約が生命保険または傷害疾病定額保険の場合、1人（または一社）の保険契約者についてお引き受けするすべての被保険者の合計保険金額の上限は、死亡保険、重度障害保険（調整規定があるもの）および傷害死亡保険がそれぞれ3億円、医療保険等が8,000万円です。

その他の条件は、契約概要「⑧ 引受条件（契約年齢等）」に記載のとおりとします。

個人情報の取り扱い

当社では、お客さまからの信頼を第一と考え、経営品質の向上に向け、個人情報の保護に関する法律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、保険業法など関係法令等を遵守し、個人情報の保護に努めます。

個人情報の利用目的

個人情報は、以下の利用目的の達成に必要な範囲にのみ利用し、以下の利用目的達成のために第三者に提供することがあります。

- (1) 各種保険契約のお引き受け・ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
- (2) 関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- (3) 関連会社・提携会社を含む各種業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- (4) その他保険に関連・付随する業務

利用目的の詳細は、当社ホームページをご覧ください。

<https://dsmart-ins.com/policy/privacy.html>

グループ間共同利用・第三者提供

当社では、取得した氏名・生年月日・住所等の個人情報をグループ会社とお客さまが登録・利用している会員サービス企業等（リンク先参照）へ提供します。各提供先は、当該情報を活用し、各社の商品・サービスのご案内等に利用することがあります。

【共同利用に関する表示】

当社は、取得した個人情報を第一生命グループ会社において共同で利用いたします。

詳細については、つぎのホームページをご覧ください。

<https://dsmart-ins.com/policy/privacy.html>

【第三者への提供に関する表示】

当社は、取得した個人情報を会員サービス企業等へ提供することがあります。各提供先は、当該情報を活用し、各社の商品・サービスのご案内等に利用することがあります。

会員サービス企業等についてはつぎのホームページをご覧ください。

<https://dsmart-ins.com>

機微（センシティブ）情報の取り扱い

被保険者の健康状態・医療に関する情報は、保険業法施行規則により利用目的が限定されています。当社では、同意いただいた利用目的の範囲内で取得、利用させていただくとともに、適正な保管・管理をいたします。

<当社お問い合わせ先>

ご不明な点がございましたら、以下当社ホームページ上の「よくあるご質問」をご確認いただき、解決しない場合は、当社担当者までお問い合わせください。

「よくあるご質問」 <https://support.dsmart-ins.com/hc/ja>

2024年11月

(登)DS 24071(2024.11)